三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定に関する事務の総括に関すること（災害対策マネジメント室の所掌に属するものを除く。）。

（災害対策マネジメント室）

第四条の七　各地方整備局に、それぞれ災害対策マネジメント室を置く。

2　災害対策マネジメント室は、緊急災害対策派遣隊に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

（企画部の所掌事務）

第六条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　直轄事業の土木工事（第四条の六第二項第一号、第十八号、第五十五条の三第二項第三号、第七十五条第一号、第七十八条及び第七十九条第二号を除き、以下単に「土木工事」という。）の施工方法の研究に関すること。

十七～二十　（略）

（削る）

（削る）

二十一～三十二　（略）

第十七条　削除

第三十三条　削除

第三十五条　削除

（新設）

（企画部の所掌事務）

第六条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十五　（略）

十六　直轄事業の土木工事（第十八号、第五十五条の三第二項第三号、第七十五条第一号、第七十七条第一号、第七十八条及び第七十九条第二号を除き、以下単に「土木工事」という。）の施工方法の研究に関すること。

十七～二十　（略）

二十一　国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定に関すること。

二十二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による防災業務計画の策定、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定に関する事務の総括に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

二十三　地方公共団体からの要請等に基づき派遣される緊急災害対策派遣隊（以下単に「緊急災害対策派遣隊」という。）に関する事務の総括に関すること。

二十四～三十五　（略）

（総務企画官）

第十七条　総務部に、総務企画官一人を置く。

2　総務企画官は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

（災害査定官）

第三十三条　企画部に、各地方整備局を通じて災害査定官十六人以内を置く。

2　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

3　災害査定官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（緊急災害対策調整官）

第三十五条　企画部（東北地方整備局を除く。）に、緊急災害対策調整官一人を置く。

2　緊急災害対策調整官は、命を受けて、緊急災害対策派遣隊に関する事務の総括に関する重要事項に係るものを整理する。